

清潔な県政をめざして

元徳島県知事収賄事件の「刑事訴訟確定記録」に関する報告



2004年5月22日

日本共産党徳島県議団 県民ネットワーク・夢

目 次

はじめに	3 頁
<hr/>	
1. 知事汚職から現在に至る経過	5 頁
<hr/>	
2. 知事が罪に問われた内容	6 頁
<hr/>	
3. 調書にみる徳島版「政官業癒着」の構造	
1) 業者間談合の構造	7 頁
2) 談合黙認から官製談合へ、システムアップ	9 頁
3) 出納長から現場まで、指示が流れた仕組み	11 頁
4) 「天の声」の見返りに裏金を集めるシステムづくり	16 頁
5) 政官業癒着は知事汚職だけか?	20 頁
<hr/>	
4. 具体的談合証言に対する損害賠償問題	23 頁
<hr/>	
5. 2 県議に対する懲罰動議の経過	25 頁
<hr/>	
おわりに	26 頁
<hr/>	
資 料	
資料① 元知事後援会裏金口座の一部	27 頁
資料② 県公共工事落札率分布	28 頁
資料③ 落札率が宮城県並に低下した場合の差金の試算額	29 頁
資料④ 尾崎が圓藤元知事に渡したリストの一部	30 頁
資料⑤ 政官業癒着の構造図	31 頁
資料⑥ 県民に説明のつく公正な人事を求める申し入れ	32 頁
資料⑦ 談合疑惑に対して毅然とした態度を求める申し入れ	33 頁

はじめに

私たちが、この冊子を発表することにしたのは、「県政に対する信頼を再び取り戻す方策」を提言した、汚職問題調査団の報告が、事実上骨抜きにされているからです。圓藤マネー疑惑が、徳島県警によって「嫌疑なし」と片付けられた事もあり、県政に対する県民の信頼はいまだ回復していません。

私たちは、調査団の提言が最大限尊重され、業者名を事前に公表しない一般競争入札が本格的に導入されるならば、談合は大幅に減少すると考えます。そのために、まず談合の蔓延を認識することは、最も重要なことです。

ところが、大田前知事にかわった飯泉知事は、調査団が「談合の海」と指摘した現状を「言い過ぎ」だと否定し、圓藤元知事の汚職も「構造的とまではいえない」とする認識を示しました。構造的な談合の存在を認めなければ、抜本的な改革にはなりません。その結果、県が打ち出した「改革」は、調査団から、「談合は防止できず、競争的な入札は実現し得ないことは明らかである」「調査団の提言は、実質的にはほとんど取り入れられていない」と酷評されました。調査団提言を「最大限尊重する」とした飯泉知事の選挙公約は、守られていません。

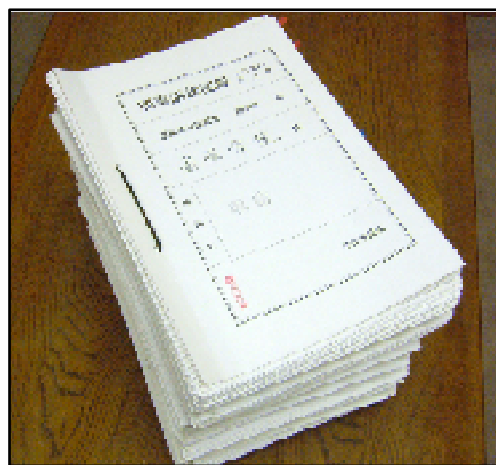
その後も飯泉知事は、圓藤県政のもとで出納長や副知事を務めた人たちを県の外郭団体の責任者に任用しようとするなど、理解に苦しむ姿勢です。現職知事逮捕という前代未聞の事件の重みを、どう受け止めているのでしょうか。

汚職・談合をなくすことは、県民の信頼回復につながるだけではありません。財政危機を国民の負担増で乗り切る動きが強まる中、税金の使い方について県民の関心も高まり、談合による高価格落札には、厳しい視線が注がれています。(資料③差金額参照)しかし残念ながら、県の公共事業落札率の分布に大きな変化はなく、談合構造は温存されています。(資料②落札率分布グラフ参照)

私たちは、県議会で、県当局や知事与党の皆さんに対し、「調査団と認識が違うというなら、調査団を県議会に呼んで意見を聞くのが筋であるし、自ら刑事記録を入手し、検討するべきだ」と主張しました。しかし与党会派は、「後ろ向きの議論をしてもしようがない」などとして、拒否しました。そこでやむなく、両会派で検察庁に刑事記録の閲覧・謄写の申請をおこなったのです。

こうして入手した刑事確定記録(右写真)は、圓藤元知事の収賄事件に関する関係者の供述記録です。容疑者や参考人など関係者が、東京地方検察庁の検察官に事件に関して話したことが記録されています。

記録は、全体で約3000ページに及ぶ膨大なものでした。一般的には知りえない収賄事件に関する事実や、人物の心境がくみ取れる内容です。最初は互いをかばって本当のことを話していない人が、最終的に率直に語りますと告白している例もあり



ます。各供述調書の末尾には、「以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名指印した」と記され指印があります。供述者本人も了承し裁判でも使われた証拠であり、公的な信用できる記録だといえます。

記録では、圓藤元知事、業際研の尾崎光郎、市場西村建設の西村和平のほか、元知事後援会事務所関係者2名、県職員またはOB25名、ゼネコンや地元建設業者など30名、業際研関係者4名の計64名が供述しています。記録は、収賄事件の解明に重点を置いたものですが、汚職の背景にある談合の蔓延、常態化が赤裸々に語られています。一方、土木・建設業界における談合体質を否定した供述者は、まったく見あたりませんでした。

調査団が分析した県公共事業入札の電子データや県職員へのアンケートなどと合わせて見れば、「談合の海」という調査団の指摘は、決して大げさではないことがわかります。また、元知事の汚職事件が、「決して、圓藤元知事と尾崎の個人的関係から起きた偶発的な犯罪ではなく、その背景には、公共工事における入札談合が存在する構造的汚職事件であったこと」（汚職問題調査団報告書）が、疑問の余地なく浮かび上がってきます。

同時に、私たちが記録全体を読んで感じたのは、ゼネコン汚職をはじめ、全国で発生した数々の汚職の背景にあると言われてきた「政官業癒着」の構造が、圓藤元知事の汚職事件にも、垣間見えることでした。（資料⑤図参照）

汚職問題調査団は、特定の業界や力の強い団体や集団が、違法・不当に、あるいは民主的な手続きを経ずに利得を重ねることができる社会を是正すること、そして陰に回って職員らに圧力をかけて言い分を通すような慣習を根絶することを意図して作業を進めたとしています。

汚職問題調査団の提言は、汚職再発防止のために、談合防止策を最大の柱としながら、公益通報制度、働きかけ記録制度、倫理条例をあわせて提案しました。私たちはこれを全面的に支持します。

この小冊子では、全体をおさらいする意味で、調書の紹介の前に、

- ① 元知事汚職から現在に至る経過をふりかえり
- ② 元知事が罪に問われた内容を確認したあと、
- ③ 徳島版「政官業癒着」の構造について、調書のなかでどのように供述されているかを、5つのパートに分けてご紹介します。

さらに、2月徳島県議会で私たちが議論した、

- ④ 具体的談合証言に対する損害賠償問題と
- ⑤ 2県議に対する懲罰動議の経過についても、ご報告します。

刑事記録から政官業による談合構造の実態を県民と共有することにより、抜本的な県政改革を県民と共に考え、県政への信頼回復の道筋をより確かなものにする事ができればと願っています。

2004年5月22日

日本共産党徳島県議団、県民ネットワーク・夢

1. 知事汚職から現在に至る経過

2001年9月

●任期満了に伴う徳島県知事選挙は、現職の圓藤氏と、市民運動を中心とした勝手連が擁立した大田氏の一騎打ち。第十堰可動化計画など、環境破壊の大型開発を優先してきた圓藤県政への批判もあり、激戦となったが、結果は、圓藤氏が3選をはたした。

2002年3月

●県議会開催中に、現職の圓藤寿穂知事（下写真）が、東京地検特捜部に収賄容疑で逮捕される。動機は、知事選挙費用の捻出。



2002年

4月4日～5日

●2001年9月の知事選挙前に、圓藤知事から提供された選挙資金を、県議11人、首長8人が受け取っていたと、「徳島新聞」がトップニュースで報道。

2002年4月

●県政トップの汚職逮捕という事件に多くの県民が衝撃を受ける中でおこなわれた出直し知事選挙で、大田氏が初当選。

2002年9月

●大田知事は、汚職の再発防止に向け、知事の収賄事件の背景と再発防止策を調査する「汚職問題調査団」の設置を提案。

2003年3月10日

●県議会で調査団設置に疑問を呈する動きもあったが、調査団設置費用を集める100円カンパや署名運動など、県民の世論のバックアップにより、調査団は発足した。

2003年3月20日

●調査団発足からどれほどもたたないうちに、県議会で不信任案が可決され、大田知事失職。

2003年4月

●一斉地方選挙で、大田前知事を支持する県議が躍進。

2003年5月

●出直し知事選挙で飯泉氏が僅差で大田氏を破る。飯泉氏は、選挙中「汚職調査団の報告書を最大限尊重する」と公約。

2003年7月4日

●汚職問題調査団が報告書を飯泉知事に提出。

2003年9月

●調査団の報告書で「談合の海」にたとえられた徳島県の実態を、与党や理事者が否定。県から示された談合防止の「改革」案は、一般競争入札導入は、件数でわずか

2003年10月

1・6%に過ぎない大型工事に限定するなど、とても改革とはいえない内容だった。

2003年11月

●県の入札制度改革案にたいして、「これでは談合は防止できない」と調査団から批判の声。

2004年1月

●倫理条例、公益通報制度、働きかけ防止制度の案も県議会に出された。天下り規制や通報窓口の問題など不十分な内容。刑事確定記録を取り寄せる提案や調査団を呼ぶ提案は、総務、経済、県土整備の各委員会で、いずれも拒否される。

2004年2月3日

●日本共産党と県民ネットワーク・夢の2会派代表が東京地検に行き、刑事記録の閲覧および謄写を申請。

2004年3月24日

●刑事確定記録のコピーを東京地検から入手。

未明

●刑事記録をもとに県議会本会議で追及した日本共産党山田豊県議と県民ネットワーク・夢の豊岡和美県議に対する懲罰動議が県議会でも可決される。

2. 知事が罪に問われた内容

平成14年3月圓藤元知事が断罪された収賄および賄賂約束の事実は、次のとおりです。

- 1) 平成9年6月5日ころ、東京千代田区の路上で株式会社業際都市開発研究所の取締役である尾崎光郎から現金500万円を受け取りました。このお金は、市場西村建設が開発した道路舗装用路盤材を県道舗装に採用したり、県道津田・川島線道路工事を同社が受注できるよう便宜をはかったことへの謝礼と、さらに喜蓮池かん排水工事の受注で同社に便宜をはかってもらうために、市場西村建設の西村和平が尾崎に渡したお金の一部でした。
- 2) 平成12年8月8日ころ、尾崎から、現金300万円を受け取りました。このお金もやはり西村和平から尾崎に渡されたお金の一部で、市場西村建設が、県立文学書道館の下請けに入れるよう知事が便宜をはかることなどへの謝礼でした。現金は、圓藤壽穂後援会事務所長である□□が、徳島市内で尾崎から受け取り、知事公舎へ運びました。
- 3) 平成13年5月10日ころ、東京千代田区の飲食店で尾崎から、現金1000万円を供与する旨の申込みを受け、その申込みを承諾しました。流域下水道工事や消防学校、新府能トンネル道路改良工事など、県が発注を予定していた工事のリスト（資料④参照）を尾崎に見せられ、業際研の顧客企業が受注できるよう便宜をはかることを了解したのです。尾崎は、実際クライアントから1000万円集めました。平成13年5月業際研が国税の調査を受けて現金が見つかったため、未遂に終わりました。

圓藤元知事が尾崎から受け取ったお金800万円は、いずれも知事選挙の資金として使われたといえます。

一方、現金1000万円の賄賂を約束したのは、平成13年9月におこなわれた県知事選挙の資金確保のためでした。第十堰可動化問題などにより、厳しい選挙になると見て、資金集めに力を入れるなかで、賄賂の約束をしたのでした。

3. 調書に見る徳島版「政官業癒着」の構造

1) 業者間談合の構造

土木・建設業界に携わる人たちは、民間の仕事に携わるか、公共の仕事かの違いはありますが、地域の社会資本の形成に貢献する重要な役割を担っています。問題は特に、公共部門の仕事における業者間の談合体質です。土木・建設業者は、徳島県内に拠点を置く県内業者と、県外に拠点を置き徳島県内に営業所などを開設している県外業者があります。それぞれは、民間においては厳しい競争をしていますが、公共部門では同業者による談合で大幅な利益を確保しているという指摘は、以前からありました。刑事記録ではこの談合の構造が明らかになっています。

県内業者は次のように供述しています。

「公共工事は、地元の業者が落札するという業界内の暗黙ルールから、指名業者間で調整して、地元業者に落札させるのが当たり前です。」「地元業者の入札予定金額を上回る金額で入札して地元業者に落札させるのです。ですから、当然、地元業者が落札することになるのです。これが、公共工事における業者間調整の実態であり、業界内で長年守られてきた慣行です。」

(県内特Aランク建設会社 代表取締役)

「いわゆる、業者間調整といいますか指名通知を受け取った地元業者が集まって、どこが工事を取るかについて相談し、決定するのが当時のやり方でした。」

(県内建設会社 代表取締役)

「私も『公共工事は地元業者がとる』との業界ルールから、地元の市場西村が落札するのが筋だと考え、西村和平の申し出を承諾しました。」「入札日には、市場西村から聞かされていた入札予定金額よりも高い金額で入札し、市場西村が落札できるよう協力しました。」

(県内特Aランク建設会社 営業部長)

ここでいう地元業者とは、県内を97地区に分けて、その地区内に拠点を置く県内業者のことを指しています。つまり入札予定の工事現場に最も近い業者といえます。そして、業者間調整という用語も多用されていますが、これこそ談合という違法行為にほかなりません。

大手ゼネコンなど県外業者と県内業者が組むJV（ジョイントベンチャー）についても、両者結託して談合している実態が、証言からうかがわれます。

「3社でJVを組む場合、代表構成員は大手ゼネコンで、残り2社は地元業者というのがほとんどの形態になりますが、その地元業者としてどの企業が入っているのかを見ると大抵落札業者というのがわかります。これは地元業者に縄張り意識ともいえるものがあり……。」

（県土木部営繕課長・当時）

（徳島県が徳島県立文学書道美術館新築工事を発注した時の状況）

地元業者が落札する暗黙の了解があり、その業者が入ったJVが落札するという仕組みがあるというのです。

ゼネコンの談合については、四国に限らず談合組織が形成されているという証言があります。

「私は、四国での営業経験が長いためだと思いますが、7、8年前から四国のゼネコン業界における談合組織にも、熊谷組の担当者として参加しております。四国のゼネコン業界では、四国全域の公共工事について、87か88社からなる『県外賛助会』という親睦組織を作っており、そのうちメンバーは変動しますが、大手5社から6社の打ち合わせによって、予め落札受注業者を決めるという談合が行われており、私はこの談合組織で徳島県下の公共工事を担当しておりました。」「徳島県発注の工事については、いろんな県会議員の方から声が出るようなことがありましたが、県トップの知事の意向が業界に伝わってくるしっかりしたシステムが、できていなかったこともあり、業界の方が勝手に調整して受注者を決めてしまっている現状でした。」「業界からすれば、従来通り、公共工事を業界主導で仕切っていても問題はないのですが、これまでのように県会議員等の知事の取り巻き連中から勝手に『天の声』を出されて、業界内が混乱するよりも、知事の意向が業界に正確に伝わるシステムがある方がベターだと考えました。」

（熊谷組四国支店幹部）

「四国に限ったことではないと思いますが、公共工事の入札が、行われるにあたっては、あらかじめ入札に参加するゼネコン業者等が話し合いを行い、業者間の調整によって入札前に受注業者を決めてしまうことが日常的に行われています。要するに談合が行われているのです。このような談合を行うことについて、明確な談合組織が結成されているわけではないのですが、四国のゼネコン業界には、四国地元業者以外のゼネコン各社の親睦団体『県外賛助会』が設けられていて、そのメンバーが談合についての話し合いを行う形

となっていました。談合についての話し合いをするメンバーは一定していませんが、公共工事の入札が行われるに先立ち、ゼネコン数社からメンバーが出て受注する業者を決めてしまうわけです。」

(株式会社大林組幹部)

供述調書では、このように、地元業者であれ県外業者であれ談合を否定した供述は皆無です。当事者が自己の不利益を顧みず発言しているわけですから、信用するにたると考えることができます。「談合の海」はまさに存在し、「競争の島」はわずかしかないという現状がありながら、知事はその事実を認識しようとしなから、十分な改革ができないと言われても仕方ないのです。

ここで注意しなければならないのは、現状ではほとんどの入札が指名競争入札で行われ、しかも指名業者は事前に公表されるという仕組みになっているからこそ、このような談合が可能になるということです。指名業者は同業者で顔見知りばかりです。これで公正な競争をなささいと言うのは無理なことだと容易に想像できます。

だからこそ、調査団の報告書では、だれでもが入札に参加できる一般競争入札の導入が提言され、指名競争入札であっても指名業者数を多くし、業者名の事前公表をやめることを求めたのです。また、徳島県下を97という細かい地区割にすると、原則的に、町村程度を1単位とする発注地区内に本社が所在する業者を指名することになるため、資格のある建設業者の数が限られ、談合がしやすくなります。このような仕組みの改善も調査団は提言しています。

2) 談合黙認から官製談合へ、システムアップ

刑事記録の中では、県職員が談合の存在を知っていた事実が随所で語られています。

「指名競争入札の場合、事前に業者同士が入札を調整して、落札者を決めるということが行われるのが通例であり、この場合、地元業者が優先するというのも耳にしていました」
(元出納長)

「入札によって落札業者を決定するといっても、公共工事については、おそらく業者間で調整しているものと思いますが、地元業者が落札するのが通例です」
(川島農林事務所職員・当時)

はっきり「談合を黙認していた」という証言もみられます。

「いまさら隠し立てをしてもしかたのないことですので、正直に申し上げますが、徳島県発注の公共工事の入札の際にも、業者間の調整つまり談合が行われていました。私は業者幹部の応対ですとか、業界紙からの情報などにより、こういう実情はわかっていました。例えば、業者幹部から『何々の工事については、当社が受注することになっておりますので、よろしくお願ひします』などという露骨な挨拶をされることさえありました。……私は、このような実情を知っていましたが、何かアクションを起こしてはいたずらに業界

を混乱させるよりも、ことが穏便に進んで、とにかくきちんと工事が完成すればそれでよいと思っていましたので、このような談合の実態を黙認していました。」
(前出納長)

そして、単なる談合の黙認にとどまらず、圓藤県政下、官製談合の仕組みが生まれようとしていました。

前出納長は、圓藤元知事から尾崎氏を紹介され、圓藤壽穂後援会事務所長の□□を窓口で徳島県の公共工事の受注を仕切る「システム」作りをすることに了解を与えました。

「尾崎光郎という人物と私が初めて会ったのは、平成12年の6月上旬ころだったように思います」「出納長室に尾崎が私を訪ねてきたのです」「尾崎は、圓藤知事とは昔からの知り合いであるなどと説明してくれた後、『今度の文学館の建設工事や今後発注される工事について、後援会の□□所長さんと出納長さんとも相談させていただきながら、圓藤知事さんの意向ということで業者を調整していきたいと思います。□□所長さんを窓口に使わせていただきます』……と言ってきました」「私も□□も圓藤知事の指示をうけて、徳島県発注工事の関係で動いていたわけですが、□□は後援会の関係で、業者とのチャンネルがありますので、もっぱらそちらの方面で動き、私は先ほども話したように、県庁内の調整という方面で動いていたのでした」「私は尾崎の話聞いて、尾崎が、圓藤知事の意向であり、窓口である出納長の私も了解しているということを御旗にして、つまり天の声があるということで、文学館やその後の徳島県発注の公共工事について、元請や下請けの業者の調整、つまり談合を仕切っていくことにしたいと言ってきていることはわかりました。」
(前出納長)

官製談合システム確立の動きは、業者の側にも認知されていました。

「私も、それまでの徳島県における公共工事の仕事を通じて、県発注の公共工事に関して、以前からもっぱら地元業者のみによる業者間調整つまり談合が行われているということは知っていましたが、……絶対的な存在である知事の意向を背景として、後援会事務所の□□さんもラインに加えた、いわば、官側主導の談合を行おうとしているのだと思いました。」

(県外コンサルタント会社幹部)

職員と業者の関係が深まると、退職後「天下り」する場合もあるようです。県に働きかけをおこなうため、業者が県職員のOBを雇ったりしている実情が、刑事記録の次のような証言に表れています。

「うちの会社では、圓藤知事が最初に当選される前には、徳島県のOBで、

土木事務所の所長を歴任した□□□□さんというかたを社員として迎え、年間300万円くらいの給料を支払っていました。私は□□さんを通じて県から情報を得ていましたし、ときには□□さんにうちの会社が工事を受注できるように県に話をしてもらっていました。」

(西村和平 市場西村建設専務・当時)

「(平成12年4月ころ) 私は、尾崎さんから、『△△△△の四国営業所の○○○という所長は、県のOBで、地場のコンサルでは力がある。この○○○は、県の意向を聞かないで勝手に業界を仕切っていると出納長が言っていた。このまま下水道の基本設計を△△△△が受託すると、××電機を推薦できなくなるおそれがあるので、△△△△の○○○に県の意向をきかせるか、△△△△を外すしかない。県知事の後援会の□□事務所長と△△△△の○○○は、同じ県のOBでよく知っている間柄なので、□□事務所長に○○○を説得させたいので、なんとか○○○を□□事務所長のところに挨拶に行かせるようにできないか』などと言われました。」 (県外電機会社幹部)

県職員の天下りに一定の規制を加えることは、このような関係を断ち切るために必要なことです。

3) 出納長から現場まで、指示が流れた仕組み

特定業者への便宜供与を求めた圓藤知事の指示が、当時県職員のなかをどうながれていったか、収賄に関連する公共工事ごとに見てみましょう。

道路舗装用路盤材については、

「平成6年末ころのことで、確か、当時、秘書課長補佐であった□□□□秘書課長補佐が出納長室に来まして、市場西村建設という会社が開発した、新しい路盤材を県発注の工事ですべてつかってほしいという圓藤知事の指示を伝えてきました。」 (元出納長)

「□□出納長から川島土木事務所長であった私に、『市場西村建設が開発した新しい路盤材というものがあるらしいんだが、使えるものなら使ってみてくれないか』と指示の電話がありました」「そこで私は、当時川島土木事務所、市場西村建設が所在する吉野川の北岸地域を担当していた道路課1係の□□□□係長に市場西村建設の路盤材がどんなものか分からんが、使えるものなら検討してやればどうやなどと言ってやりました。」

(川島土木事務所長・当時)

「平成8年の5月か6月ころ……□次長が私に、『市場西村が舗装の新しい材料を作ったという話なので、今度機会があれば使ってみてよ』などと

言ってきたのでした」「私は□次長からの指示を受けたことで、事務所の担当係長などに、機会があればみらいの使用を考えてほしいと頼みました。」「そして、以後は、担当係長など工事の現場に近い職員に、みらいの使用を任せたのですが、そうしたところ、私の指示もあったせいか、その後平成8年の夏ころから、みらいが試験的に使われるようになりました。」

(川島土木事務所長・当時)

県道津田・川島線については、

「平成8年の夏ころだったと思いますが、□□秘書課長が出納長室に来て、圓藤知事からの指示ということで『市場西村建設に津田・川島線の工事やトンネルと橋の工事をできるならばやらせたい』ということ伝えてきて、指示の内容を書いたメモも渡してきました。そのメモには、どういう言葉であったのかはもう覚えていませんが、津田・川島線の遅越・白水間の道路改良工事について、特Aランクの指名競争入札にしてほしいこと……などが記載されていました。」

「私は、この津田・川島線の道路改良工事については、予想される工事規模からして、特Aランクの業者による指名競争入札になってもおかしくはないはずだと思い、圓藤知事の指示通りに動くことにして、やはり、所管の土木部の次長に、圓藤知事の指示をそのまま伝えて、特Aランクの指名競争入札にするよう話しました。」

「指名競争入札の場合、事前に業者同士が入札を調整して、落札者を決めるということが行われるのが通例であり、この場合、地元業者が優先するというのも耳にしていました。市場西村建設は、当時遅越・白水付近を地元とする唯一の土木工事特Aランクの業者でしたので……当然市場西村建設が落札受注することになると思いましたが、実際にも、平成9年に入ってから、特Aランクの指名競争入札が実施されて、市場西村建設が落札受注しました。」

(元出納長)

喜蓮池調整池工事については、

「平成9年の夏ころ、また、□□秘書課長が出納長室に来まして、圓藤知事の指示ということで『市場西村建設に、ため池工事とトンネル工事を受注させたい』ということ伝えてきて、メモを渡してきました」

「圓藤知事の指示であれば喜蓮池調整池工事を市場西村建設が落札受注させるということで、私として、特に異存を差し挟むようなことはありませんでしたし、あとは、市場西村建設の側で、圓藤知事了解ということで、業者を調整して落札受注するだろうと思いましたが、私は□□に了解したとだけ話しました。ところがその後、□□秘書課長が、この件で、また出納長室に来て、『先日の市場西村建設の喜蓮池調整池工事が、一括ではなく分割発

注になり、Aランク指名競争入札になりそうらしいんですが、これを特Aランクの指名競争入札にしてもらえませんか』と言ってきました。」

「そんなおかしいことをせず、Aランク指名競争入札のままでも、市場西村建設に落札受注されるということで圓藤知事が了解されているのなら、それで市場西村建設も業者を調整して落札受注できるだろうと思いました。そこで、私は……特Aランクの指名競争入札にすることはできないが、圓藤知事が了解しているのなら、市場西村建設が落札受注することで私としても異存はないことを話しました。結局この喜蓮池の工事については、この年の10月末にAランク指名競争入札が実施され、市場西村建設が、分割工事の一方を落札受注しました。」
(元出納長)

文学書道館（写真右下）については、

「尾崎さんがきたのは（平成12年）5月11日のことで間違いないと思います。……尾崎さんは、文学館の元請工事を実際のクライアントに取らせるように業界と調整したらしいのですが、それが無理だったようでした。それで、せめて下請けだけでも取りたいので、その件で□□（後援会事務所）所長にお願



いしているものの、業者間の調整をスムーズに行かせるために、□□出納長にも一度会って挨拶しておきたいので、事前に私のほうから一言、出納長に声をかけておいてほしいということが、依頼の内容でした」「私はすでに徳島県発注の公共工事について、□□（後援会事務所）所長が私の窓口となって業者と調整することなどを包括的に承諾していましたので、……その後□□さん（出納長）と二人だけで会ったときに、……『尾崎さんや□□所長とも話し合っとうまくやってくれませんか』などとお願ひしておきました。」

(圓藤元知事)

実際前出納長は、文学館工事に関連し、次のように尾崎に便宜をはかりました。工事公告書を入札公告前に不正に渡したのです。

「私は□□出納長に電話をかけ、圓藤知事の知り合いの尾崎さんという人がいるんですが、その人から文学館の公告書を手に入れてほしいと言われているのでお願いしますわ、などと言いました。すると□□出納長は、やはり不正なことであると思ったのか、仕方がないなというような感じで、『仕方がないな。用意しておくので取りに来て』などと応えたのです。そこで、私は、確か、

自分から県庁に行き、出納長室で、□□出納長から文学館の公告書を手に入れたのでした。」（圓藤壽穂後援会事務所長・当時）

これは、明らかに不正行為であると、県職員も供述しています。

「外部に対して入札公告前に事前通知するようなことは絶対になく、正規な手続きでは、決して県の外部に出るようなことはありません。」「特定の業者だけ他の業者に先んじて入札情報を獲得しているということになりますと、……県の威光を背景とする形で業者間調整すなわち談合をする上で最強の武器として用いる可能性が十分にあり」「入札公告の原案の管理については慎重の上に慎重を期しております。」「これ（漏洩）はまさに不正行為がどこかでなされたということに他ならず、決して見過ごしにできない事態です。」（建設管理室長・当時）

1000万円の賄賂の見返りに圓藤元知事が尾崎の顧客に便宜を図ろうとしていた公共工事に関しては、

圓藤元知事は、平成13年5月10日ごろ千代田区の小料理屋で尾崎のクライアントが希望しているという徳島県内公共工事のリスト（資料④参照）を、尾崎から見せられました。そして圓藤元知事は、文学館のときと同じように、このときも出納長に話をして尾崎に面会させました。

（平成13年）「尾崎が、実際出納長室に私を訪ねてきたのは、……5月下旬ころであったと思います。尾崎は、この際、私にワープロ文字の一覧表を渡してきました、『こういうことでやっていきます。圓藤知事も了解済みですのでよろしくお願いします』と言ってきました。その一覧表には、工事名、業者名、担当者名などが書かれていて、要するに尾崎が天の声があるということで、談合を仕切っていく工事と落札受注させる業者の一覧表だとおもいましたが、驚いたのはその数で、10件くらいの工事が並んでいたと覚えています」「一覧表ははっきり言えば談合リストでして、官製談合の動かぬ証拠ということになります。」（前出納長）

この官製談合システムは、本格稼動する前に発覚しました。そのため、リストの工事に関しては、具体的に県職員に指示が出されることは、ありませんでした。

このように、公務員が特定の業者を利するために入札条件をいじったり、発表前の情報を提供したりする行為は、明らかに官製談合防止法違反です。地方公務員の守秘義務にも違反します。したがって当然、これらの指示を受けた職員の中には、苦悩のあとを伺わせる証言もなされています。

平成9年3月に発注された津田・川島線の道路改良工事擁壁、台コンクリート工

事に関して、当時の県土木部次長が、次のように証言しています。

「平成8年の夏ころ、私は□□出納長から……指示を受けました。」「知事の意向なんだけど、特Aランクの業者による指名競争入札にしてほしいんだけどなどと言ってきたのでした。要するに、圓藤壽穂知事から、今回の遅越・白水間の道路改良工事について、特Aランクの業者による指名競争入札にしてほしいという指示があったのでした。」「徳島県発注にかかる公共工事については、……発注金額に応じて、指名される業者のランクが自動的に決まりました。」「1億2千万円以上であれば、……特Aランクの業者のみが指名されることになっていました」「私が□□出納長から先ほどの話を聞いた当時は、……1億2千万円以上になるかどうか、まだはっきりしないところがありました。」「とりあえず、□□出納長には『積算もまだですし、積算の結果を見たらうで検討します』などといっておきました。」「そのように答えたものの、もし見積り額が1億2千万円未満となったときには……(入札の)手引きを無視するかあるいは見積り額を特A業者になるように水増しして増額するといった不正な行為をしなければなりませんでした。」「そこまでの不正な行為まではしたくありませんでした。」

(県土木部次長・当時)

その後、この事例については、たまたま見積り額が1億4千万円となり、操作をする必要はなくなりました。

こうして便宜供与は、結果として実現したものも、しなかったものもあります。しかし、いずれにせよ当時の県職員らは、知事の意向を受けて尾崎や市場西村建設への便宜をはかるために動かされ、結果的に圓藤元知事収賄事件の一端を組織的に担わされました。このような不正行為が二度と起こらないようにするための方策の一つとして、汚職問題調査団は、「公益通報制度」(内部告発制度)を提言しました。

同時に、再発防止のためには、部下に命令できる幹部職員の責任の所在も確認しておく必要があるでしょう。確かに、末端の職員は、職務命令に従わざるを得ない側面があります。しかし、三役クラスともなればそれなりの責任を負わなければなりません。当時の出納長は、供述調書の中で自らの立場を次のように述べています。

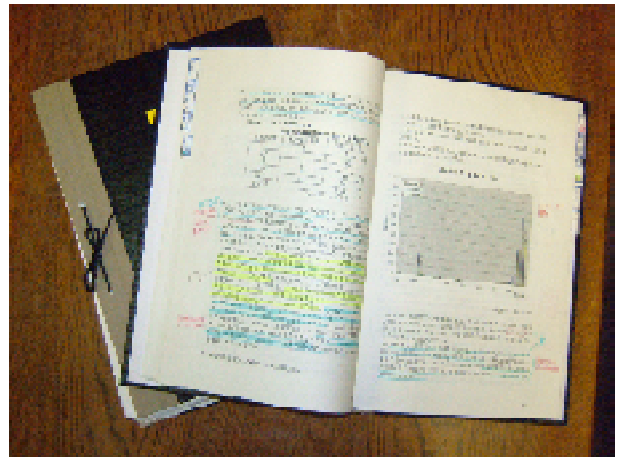
「単に会計事務だけでなく、知事の片腕として県庁内の実務全般の調整をしていた。県発注の公共工事の調整も含まれていた。受注を希望する業者の幹部から知事への陳情があったとき、基本的に知事でなく私が対処していた。」

圓藤県政当事、出納長や副知事をつとめた人たちを、県の外郭団体責任者に登用しようとする飯泉知事の姿勢を見ると、元知事の汚職事件をどれだけ深刻に受け止めているのか、首をかしげざるを得ません。私たちは、両会派で共同して、2004年3月9日、知事に対して「公正な人事を求める申し入れ」を行いました。(資料⑥)

4)「天の声」の見返りに裏金を集めるシステムづくり

汚職問題調査団の報告（右下写真）は、圓藤元知事が選挙のために多額の資金を必要とし、業者と癒着していった経過を次のようにまとめています。

「圓藤元知事は、平成5年9月に徳島県知事に初当選し、平成9年9月の知事選挙にも再選を果たして、知事2期目を務めることになったが、このころには、尾崎から市場西村建設へ便宜をはかってもらいたい旨の要請に応じたのを除いて、公共工事に関する陳情・要請等については、自ら関与することではなく、出納長や秘書課長に指示して、県庁内部で処理・調整をさせていたにすぎず、しかも、その指示も『これを検討してみてください。無理なら無理をする必要はないから。』といった言い方であり、部下に強いて不公正な行政処理を行わせた形跡はない。



ところが、圓藤元知事は、平成11年ころ以降、平成13年9月施行予定の3期目の知事選挙を視野に入れたが、この選挙は、過去2回の知事選挙とは異なって、熾烈な選挙が予想され、多額の選挙資金を要することになるものの、この資金を捻出する方法がなく、苦慮する状況にあったため、徳島県発注の公共工事について、いわゆる『天の声』を発して、受注業者選定に関して、自己の意向を業界に反映させる受注調整を行い、その見返りとして、受注業者等から報酬を得て、選挙資金等の政治活動資金を得ようとするようになり、平成11年9月10日から平成11年10月ころの間、尾崎や大手ゼネコン幹部と面談して協議をし、『天の声』を発して、受注業者選定に関して、知事の意向を業界に反映させる受注調整を行う旨の合意をした。

この受注調整に関する合意は、圓藤元知事が、選挙資金等の政治活動資金を得るため、公共工事における業者間の談合を前提に、これを認容した上で、『天の声』により、受注調整を行うという方式で公共工事に関与することを決意したことを意味するもので、自己の強大な権限を金で売り渡すに等しい汚職体質へと変貌し、計画的かつ継続的な賄賂の収受を企てるに至ったのである」

供述調書には、次のように圓藤元知事の供述があります。

初当選した選挙について、

「このときの選挙では、詳しいことは覚えていませんが、億単位でお金がかかったことは間違いありません。選対本部として用意した大がかりなプレハブの2階建て事務所に選挙期間中は常時数100名単位で人が出入りしてお

り、こういった人たちの飲食費だけでも相当な金がかかり、その他に県内各地域に選挙支援のための会場場所を借りており、そこに集まる支援者の飲食代なども馬鹿にならず、とても法律で定められたような選挙費用ではやりくりできるようなものではありませんでした。」

「この億単位の選挙資金の内、私は退職金の約2千万円や父から拠出してもらったものも含め数千万円を自分で作りましたが、その程度では到底足りず、他の多くは、東京後援会でのパーティ券売り上げ収入、地元の各種各層の支持者の方々からの支援でまかなわれました。」

また、選挙告示の前後ころ、業際研の尾崎から500万円を受け取ったことに関して、次のように供述しています。

「その当時、尾崎さんはまだ代議士秘書をしており、その500万円については、誰からの分という言い方はしておりませんでしたので、私としては、代議士の方で私のために用立ててくれたのかなという程度に思っていました。が、いずれにしても本当にいくらお金があっても足りない時期でしたので、ありがたく受け取りました。」

「もちろんこういったお金は、公表できるようなお金でないことは分かっていたので、他の陣中見舞い等のお金と一緒にして私の政治資金ということで、他のお金とは区別して実家の金庫に入れて管理しており、選挙の収支報告には一切のせておりません。」

後援会の事務所長の仕事に裏金の管理が含まれることも次のように説明しています。

「後援会の公表のお金では出せない諸々の支出を担当してもらい、そのために、私が管理している政治資金の裏金の一部を預かり、現金のままか、どこかの口座にプールしながら裏金を管理するという仕事も事務所長の仕事の一つでした。」

調書作成にあたり東京地検は、圓藤壽穂後援会事務所長の□□が県内銀行に自分名義で開いていた、貯蓄預金口座元帳の該当部分（資料①裏金口座の一部参照）を圓藤元知事に示し、元知事は次のように答えています。

「この口座は、□□さんが、後援会事務所長になられた際に作ったもので、後援会の収支報告には載せられない裏口座で、口座の入金欄は、ほとんどが私から現金で受け取ったものであると、□□さんが話していることは検事から聞いて分かりました。」

裏金の使い道について圓藤元知事は、次のように供述しています。

「私が、（後援会事務所長の）□□さんをお願いして、後援会の方から出し

でもらっていたお金は、色々あります。一つは、マスコミ対策費というものです。これは、徳島県内には様々な業界紙あるいは、ブラックジャーナルと
いって良いような4枚刷りの新聞を週1回発行する地元紙があり、これら地
元ミニコミ誌とうまくつきあいながら、私の個人的なことや、県政の進め方
についてつまらない誹謗中傷記事を書かれないように根回しすることも後援
会の一つの仕事で、□□所長には大変申し訳ありませんでしたが、こういっ
た地元ミニコミ誌の主催者に盆暮れの挨拶程度のお金を持ってもらって
いました。」「また、これもあまり言いたくはないことですが、市町村の首
長の選挙や議会議員選挙の時には、私の選挙の応援をしてきていた市町村
長さんや有力議員が当選すれば、その当選祝いなどを出さざるを得ず、これ
も私個人ではできませんでしたので、後援会の方から出してもらっていま
した。」

「また、かつては接待費に充てていた県の食料費がほとんどなくなり、県
議やその他地元代議士から、私を含む県の部長等が酒の席に呼ばれる際に、
公費で支出することができなくなり、その分自費負担となるのですが、そう
いった会合の自己負担分を後援会の方に支払ってもらっていたということも
ありますし、県内の有力者が海外に視察旅行に行くというようなときに、1
人10万円位を後援会
から『激励金』とか
『お見立て金』などと
して支払っていました。」

「このように、私の政
治活動の障害を取り
除く、あるいは議会
等との潤滑油として不
可欠な支出で、広い意
味では私の政治活動の
積極的な支援となるよ
うなお金ということで、

圓藤壽穂後援会にそのようなお金の支払いをお願い
しておりましたが、もちろんそのようなお金を、後援会の会費や未来政経塾
からの寄付金で賄えるようなことは絶対にできないことはわかっておりまし
たので、私は、時々自分で管理していた政治資金から100万円とか300万円
という区切りのいい単位で□□さんに現金を渡していたのです。」

「これまで話したようなお金は、□□さんも圓藤壽穂後援会の正規の収支
報告書に載せるはずはなく、少なくともすべての収支関係を明らかにして政
治資金の透明性を確保するという政治資金規正法に違反していることは分
かっておりましたが、自分で理想とする県政の実現のためには、この程度の



(東京地方検察庁)

ことはやむを得ないと思い、□□さんに色々汚いことまでもお願いしてきており、□□さんは、歴代の事務所長の中でも一番この種の仕事をきちんとこなしてくれておりましたし、このような裏金のことも外部に漏らすような人ではありませんので、安心して圓藤後援会事務所の運営を任せておりました。」

このように、圓藤元知事自ら政治資金規正法に違反すると分かっているながら、賄賂をもらい、また公表できないお金の使い方をしていたことが供述の中から読み取ることができます。

ここでどうしても腑に落ちないのが、県民の多くが関心を持ち、きちんと説明してほしいと望んだ、いわゆる圓藤マネー問題についての県警の対応です。

圓藤元知事が汚職事件で逮捕された後の、平成14年4月4日及び5日付徳島新聞で、「圓藤元知事側が、平成13年9月に施行された徳島県知事選の告示直前に、県議会与党県議や県内自治体の首長の一部に、20数万円から200万円を選挙資金として手渡した」と報道されました。これに怒った2つの県民グループが、氏名不詳のままこれらの県議や首長を告発しましたが、県警は、「嫌疑なし」という結論を出してしまいました。

しかしご紹介したように、刑事記録には、後援会の事務所長が管理していた裏金口座元帳の一部が添付されており、圓藤元知事から裏金を支払ったと思われる人物の名前も記載されています。

この元帳すべてを捜査資料として、県警が捜査をきちんとしたのか疑問が残ります。

政治家が選挙資金ほしさに、業者と癒着して裏金を受け取る収賄事件は、全国にきりがありません。ただ、圓藤元知事の事件の場合、単に個々の業者との癒着にとどまらず、談合グループを受け皿にした資金と票集めの本格的なシステムを作ろうとしたところに、大きな特徴があります。

刑事記録では、そのようなシステムを作る効能が、次のように語られています。

「尾崎さんは、私に、『文学館は、元請けが駄目だったので、下請けについて声を出しませんか。下請けについて、圓藤知事から声を出してもらい、地元業者を使ってもらいましょうよ。そうすれば、地元業者は喜ぶますよ。後援会の会員も増えるでしょうし、選挙でも票が増えるので、圓藤知事や□□所長もいいんじゃないですか。』などと言ってきました。私は、そのような尾崎さんの話しを聞き、今後、元請業者に対して、特定の業者を下請業者にするようにという圓藤知事の声を出せば、地元の業者は喜ぶことは間違いなく、そうすることで後援会の会員が増えるし、何よりも、圓藤知事の今後の選挙に向けての票集めにつながると思い、地元業者、尾崎さん、圓藤知事の

三者にとっていいことであると思いました。そこで私は、尾崎さんに、『それはよろしいかな。』などと答え、尾崎さんの考えに賛成し、今後、とりあえず、文学館工事の下請けについて、圓藤知事の意向を業界に示す方向で検討することになりました。」
(圓藤壽徳後援会□□事務所長)

「平成11年の夏ころ、□□所長が尾崎さんを案内して知事公舎に来たことがあり、……このときの尾崎さんの要望というか提案は、『今後、徳島県発注の工事については、□□所長が知事にかわって業者に声を出す方向でやったらいかがですか。……そうすれば、……後援会事務所経由で資金提供もできますよ』という内容で……」
(圓藤元知事の供述)

第十堰可動化や細川内ダムなど、大型公共事業推進姿勢を県民から批判され、厳しい選挙を予想した圓藤元知事は、このように尾崎の提案を受けて、安定した資金集めのシステムを作ろうとしたのです。

元知事の収賄金額は、800万円と、類似の事件と比べても比較的少額です。しかし、もし事件が明るみに出ず、元知事らが作ったシステムが本格的に稼働していたならば、徳島県下の公共事業全体が文字通り政治家の食べ物にされる深刻な事態になっていたかもしれません。

5) 政官業癒着は、知事汚職だけか？

汚職調査団の報告書では、本件汚職事件は徳島県民に対し、

- ①公共工事における入札談合防止策
- ②知事や県職員対象の倫理条例制定
- ③不正・不法行為の内部告発
- ④政治家や団体・個人からの不当な働きかけ事実の公表

の課題を与えたということを述べています。

これらの課題は、いずれも1)～4)にご紹介した、政官業癒着の構造を断ち切る効果があると言えます。(資料⑤図解参照)

刑事記録の供述の一部や汚職問題調査団が県職員を対象に行ったアンケート結果を合わせて見ると、政官業癒着構造の問題は、元知事の汚職事件だけにあるのではないことが推察されます。首長や議員ら政治家が、業者や特定の個人の利益を代弁して職員に働きかけをする構造が広く存在するようです。

刑事記録には次のような供述があります。

「従来、業界では、公共工事の受注を希望する業者が、施主である自治体の首長等から便宜を図ってもらって、公共工事を受注できた場合、その見返りとして、自治体の首長等に賄賂となる現金を差し上げるというのが当然の慣

行としてまかり通っておりました。政治家の方でも、選挙や政治に金がかかることから、当然のように公共工事を餌に業者から賄賂となる金を貰っており、言わば公共工事の甘い汁に政治家や業者が群がっているような状況だったのですが、……しかし、長引く不況下、民間工事の需要が減少していることから、業者側が、公共工事を受注したいと願うのは当然のことですし、他方、政治家の方でも、選挙や政治に金がかかるという状況は相変わらずであり、公共工事の甘い汁に政治家や業者が群がりたくなる下地は全く変わっておりませんでした。

そして、業界では、自治体の首長等に賄賂を差し上げるという慣行が一向に廃れておらず、何らかの口実を付けて、現金を持っていくという様なことが行われていたのです。……以上の経緯で、私は、徳島県発注の公共工事（県道津田・川島線道路工事）を市場西村が受注できるように便宜を図ってくれたことや、路盤材『みらい』の採用に関して便宜を図ってくれたことに対する謝礼の趣旨に加え、今後も同様の便宜を図って欲しいという趣旨、さらに、徳島県における『FITS（新世代交通システム）』の導入に関して便宜を図って欲しいという趣旨で、圓藤知事に賄賂を差し上げようと考えたのでした。」

（尾崎光郎 株式会社業際都市開発研究所取締役）

「徳島県発注の工事については、いろんな県会議員の方から声が出るようなことがありましたが、県トップの知事の意向が業界に伝わってくるしっかりしたシステムができていなかったこともあり、業界の方が勝手に調整して受注業者を決めてしまっているという現状でした。」

（株式会社熊谷組四国支店幹部）

「私の運輸省時代の同僚や上司、あるいは、知事選の立候補するに際し大変世話になった人や、選挙の度に全面的に協力してもらっている国会議員や県議や市町村長等から様々な陳情を受けることもありますし、このような人たちの紹介ということで知事室に面会に来る方もいます。このような場合は、全く知らない顔も出来ませんので、会って話を聞きますが、その場合でも私は、相手が建設業者など明らかに利害関係者と分かるような場合は、秘書課長か秘書係長を知事室に同席させるようにしております。」

（圓藤壽穂元知事 H14年3月16日）

汚職調査団がおこなった県職員へのアンケート調査への回答結果に、働きかけの実態が、次のように示されています。

これによると、民間業者からの働きかけを受けたことがある職員は、回答者の8.29%、政治家からの働きかけを受けたことがある職員は、回答者の14.5%、働きかけをした政治家では、県議会議員がもっとも多くなっています。また、政治家から働きか

けを受けた時の職場は、県土整備部が50.64%と最も多く、次いで農林水産部、保健福祉部の順となっています。

政治家からの働きかけによって「業務結果が変わった」というのが8.50%「結果はかわらなかったが処理が速くなった・慎重に処理した」をあわせて43.19%となっています。

また、働きかけによって結果が変わった理由として、「働きかけの内容に応えるのが正しいことであると判断した」が19.42%であるのに対し、「働きかけの内容に応えるのが正しいとは思わなかったが、相手の意向を無視すると今後の職務が円滑に進まなくなる恐れがあったので、働きかけに応えた。」が38.13%となっています。

具体的意見の中で、職員倫理条例の制定に賛成の職員と消極的な職員ともに「議員からの働きかけを排除できるような制度を構築することが肝要」と述べていることからみて、議員からの圧力的な働きかけがあった場合の職員の苦悩が読み取れます。

調査団がおこなったアンケート結果は、不正・不当な働きかけ排除策（職員や議員の倫理条例・働きかけの文書化）が必要であることを物語っているのです。

こうした結果を受けて調査団は、

次のように、「提言」の効果の説明をしています。

「県職員の人々は倫理条例等の制定で廉潔性をアピールすることができ、知事汚職によって失われた県民の信頼は序々に回復する。職員は、職員アンケートに示されたような県民全体への奉仕者の精神で本来の活力を発揮して職務に精励できることになる。『働きかけ』の文書化によって、県職員への無理・無体な要求は大幅に減り、職員のストレスも減る。

一般競争入札制度と電子入札の導入によって、談合は大幅に減少する。

そして、事務の省力化が実現し、その余力は工事管理と検査に振り向けられる。落札率の低下で節約できた予算（補助金）は、…… 地方自治体の裁量で使い道は拡大する。」

もちろん、外部からの働きかけがすべて悪というわけではありません。調査団も、「中には県政の改善に対する善意の要望、意見等も含まれることも認識し、これに対しては真摯に耳を傾け、適正な対応をすることを配慮しなければならない。」

と述べ、「口利き」「働きかけ」と「業務に関する要望・意見等」を見極める必要性を示唆しています。

これに関する解決策は、職員アンケート結果で、「働きかけの内容を文書化しておく、情報公開する」という項目への回答が、もっとも多くなっていることに現れています。

また調査団は、アンケートに寄せられた意見から、提言には至らなかったものの、

「県議会議員についての倫理条例制定と職員の人事異動及び人事評価の適正

化についても多数の要望が寄せられた。これらの点についても徳島県において検討されることを希望する。そして、本件アンケートの内容こそが、現在の県政、これからの県政改革に対する重要な示唆となるもの…」と述べています。

政官業癒着構造を大元から断ち切ることなしには、今後また別の汚職事件がおこらないとは言えません。

最初に述べたように、飯泉県政の制度改革は、汚職問題調査団の提言を十分生かしているとは言えません。私たちは、今後引き続き、提言を真に生かしたよりよい制度を求めています。

県議会議員自らの倫理条例も、実現しなければならないと考えます。

4. 具体的談合証言に対する損害賠償問題

圓藤元知事収賄事件の刑事確定記録の中で、文学書道館、喜蓮池、県道津田・川島線の3つの県工事については、業者間で談合が行われていた具体的な供述があります。

文学書道館の談合について、

「今回、圓藤徳島県知事を巡る贈収賄事件で問題となっている、平成12年6月9日が入札日の、徳島県発注の『徳島県立文学館・書道美術館新築工事』については、三井建設株式会社も地元業者とJVを組んで入札に参加しており、入札保証金の計算ミスにより失格とならなければ、業者間の調整により、三井建設株式会社が落札する予定になっていたのです。」

「当社では、四国支店営業部長の□□□□が窓口となって設計会社の△△△△の後押しをもらっていることなどを交渉カードにしたり、あるいは業者間の常識ともいえるべき『同時期に同じ発注体からの工事は受注しない』という暗黙のルールを前提に、他社の営業担当者との調整を行い、入札日よりかなり早い時期に、当社が受注することの同意を他社からもらっておりました。」

(三井建設四国支店幹部)

「私は、入札直前に、入札金額につき、他社には当社の金額よりも高い金額で応札してもらいたいとの趣旨で、他社の営業担当者との連絡を取って、当社の見積もり金額を伝えました。私が連絡を取った他社の営業担当者とは、熊谷組四国支店の□□□□□□、大林組四国支店の□□□□□□、竹中組四国支店の□□□□□□、鴻池組四国支店の□□□□□□、奥村組四国支店の□□□□□□、西松建設四国支店の□□□□□□、大成建設四国支店の□□□□□□でした。」

(三井建設四国支店幹部)

県道津田・川島線での談合について、

「徳島県では…公共工事は、地元の業者が落札するという業界内の暗黙のルールから指名業者間で調整して地元業者に落札させるのが当たり前です。」
「地元業者から隣接市町村の業者に対して〇〇万円に入れるつもりです。地元ですのでよろしくなどと言って、今度の工事はウチが地元なので、ウチの入札予定金額の〇〇万円よりも高い金額で入札してください、旨連絡してきます。…これが公共工事における業者間調整の実態であり、業界内で長年守られてきた慣行です。」

「この工事（県道津田・川島線 遅越・白水間での道路改良工事）を市場西村建設が落札したのは、先ほどからお話している『公共工事は地元の業者が落札する』という業界のルールが存在したからであり、いわゆる業者間調整をした結果です。」
(県内建設会社幹部)

喜蓮池工事での談合について、

「喜蓮池工事については、一方を□□建設が取るとして、もう一方を当社が取るか市場西村が取るかといった状況だったのでした。このような場合、いわゆる業者間調整と言いますか、指名通知を受け取った地元業者が集まって、どこが工事を取るかについて相談し、決定するのが当時のやり方でした。この喜蓮池工事では、西村和平から私に業者間調整の話がありました。…市場西村が落札できるよう、当社は、市場西村よりも高い工事金額を入れて協力することを承諾したのでした。すると今度は、□□建設の□□□□からも業者間調整の話がありました。…喜蓮池工事の入札日には狭い方の工事を市場西村よりも高い工事金額で入札し、広い方の工事では□□建設よりも高い工事金額で入札し、市場西村と□□建設が工事を落札できるよう協力してやったのでした。」
(県内建設会社幹部)

「喜蓮池工事で指名通知を受け取った業者で調整し、…その1、その3工事をそれぞれ約8千万円で落札し、いずれの工事でも、それぞれ2千万円くらいの利益を上げることができました。」
(市場西村建設取締役 西村和平)

以上のように、関係者がはっきり談合を証言しているのに、飯泉知事は、それを認めようとしません。これでは談合の容認ではありませんか。

業者が談合によって高値で落札したため、県は本来よりも高い代金を支払っています。これは県民の税金です。知事は、談合した業者に損害賠償請求する責任がありません。すでに、裁判所で県工事の談合が認定され、「請求を怠った知事 違法」と知事の責任が厳しく問われています。(徳島新聞2003年6月14日、2004年3月12日)

裁判で決着がつくまで何もしないなどというのは、怠慢以外のなにものでもありません。私たちは、2004年4月8日両会派合同で、飯泉知事にたいし、「談合疑惑に対して毅然とした態度を求める申し入れ」を行いました。(資料⑦参照)

5. 2 県議に対する懲罰動議の経過

県は昨年7月の汚職問題調査団の提言を受け、談合防止策や公務員倫理条例等を策定しました。しかしそもそも、飯泉知事は、「提言を最大限尊重する」と言いながら、調査団の指摘する「談合の蔓延」を認めず、防止策は不十分なものになりました。

私たちは、提言をもっと生かすよう議会で議論しましたが、議論は平行線をたどり、調査団メンバーの招致も与党議員らに拒否されてしまいました。

そこで、少しでも真実を知る足がかりを作るべく、日本共産党徳島県議団と県民ネットワーク・夢で刑事記録を入手し、その中で知りえた事実をこれからの談合防止策に生かそうと中身を精査し、その成果を踏まえ、2月県議会にのぞみました。

2004年3月3日豊岡県議（県民ネットワーク・夢）は、県議会の代表質問において刑事記録を引用し、当時の出納長が「談合がありそれを黙認していた」と供述していたことを明らかにしました。

続いて4日山田議員（日本共産党）は、文学書道館の工事公告書を、入札公告前に元知事の後援会事務所に渡していたという、当時の出納長の供述を示し、県を追及しました。

ところがあろうことか、自民党2会派6議員は、両議員が「元出納長」という表現を使ったことなどをとらえ、「刑事記録に引用された関係者の生活を侵害した。」として、議会最終日の3月23日懲罰動議を提出したのです。

これに対し私たちは、「発言はプライバシーには最大限考慮している。公人としての発言に関して問題提起し、公益の追求を目的としており、この議論なしには県の談合防止策の議論はありえない。懲罰自体が議論を封殺するものである」として異議を唱えました。刑事記録を議会の場で引用することは、公益にかなうものとして、東京地検も了承済みであることも、改めて主張しました。

それでも「議会の品位を著しく失墜させた」として、懲罰動議特別委員会が設置されました。懲罰動議特別委員会は、当事者の2議員も公開を希望していたにもかかわらず秘密会とされ、議論の内容は、県民の前に明らかにされることはありませんでした。傍聴席からも批判の声が相次ぎ、深夜まで傍聴に参加した県民からは「県民無視」との声も聞かれました。

本会議が再開され、新風21・共産党・県民ネットからは反対討論、自民党2会派からは賛成討論がされましたが、徹夜議会の末、24日未明、動議は賛成多数で可決されました。

懲罰の内容は、山田県議、豊岡県議とも「三日間の出席停止」でした。

2004年3月30日の朝日新聞では、自治体や議会の問題に詳しい新藤宗幸千葉大学教授の感想として「刑事処罰はされていないが、県最高幹部の一人が旧来型の県の体質を公にしたわけで、名誉や生活の平穏を害する行為には該当しない。理にかなわない解釈だ。」と掲載されています。

2 県議に対する懲罰は、不当ないがかり以外のなにものでもありません。汚職・談合の構造一掃のため、一步も引かずに追及を続ける決意です。

おわりに

政治家が、多額の資金にもものを言わせて選挙に勝利しようと、業者から表・裏の資金を集めます。しかし業者にすれば、見返りもなく資金を提供するはずはありません。当然のように、公共事業にからんで、情報の提供や「天の声」による受注を期待します。政治家は、この要求に応えるため行政職員に働きかけ、不公正な行為をさせることとなります。また、政治家の「天の声」が効力を発揮するためには、業者間談合の存在が不可欠ですから、行政がそれを黙認する構造もなければなりません。ここに、行政も巻き込んだ官製談合の仕組みが生まれ、そうやって業者と関係を深めた職員のなかから、退職後業者に天下り就職するものも生まれます。(資料⑤図解)

全国の汚職事件に見られる、そんな「政官業癒着」構造の一端が、圓藤元知事汚職事件の刑事確定記録にも、顔をのぞかせています。

県政の信頼を回復し、税金の無駄遣いをなくすのは、このような汚職発生構造全体を打ち砕いていく作業になるのではないのでしょうか。私たちは、今後も県民の皆さんとごいっしょに、県政の監視と前向きな提言を重ねてまいりたいと考えます。

一般的に供述調書の内容は、公表されることはありません。しかし、県民が直接選んだ知事という、私たちの税金で仕事をする公人が、職務にかかわる犯罪を犯し、これに、やはり公人である出納長をはじめとする県職員が加担させられたのですから、納税者である県民には、汚職談合の実態について全体を知る権利があります。

公表に当たり、プライバシーには配慮しましたが、公人と私人には、おのずとプライバシー保護の取り扱いも違ってくることを、関係者にはぜひご理解いただきたいと思えます。

今回の冊子作成にあたっては、汚職問題調査団の報告書や添付資料の県職員アンケートを参考にさせていただき、できるだけ県民に読みやすいものをめざしました。本資料の作成にあたり、ご協力いただいた皆様に、深く感謝を申し上げます。



両党派合同で刑事確定記録報告集会 (2004/5/22)

資料① 元知事後援会裏金口座の一部

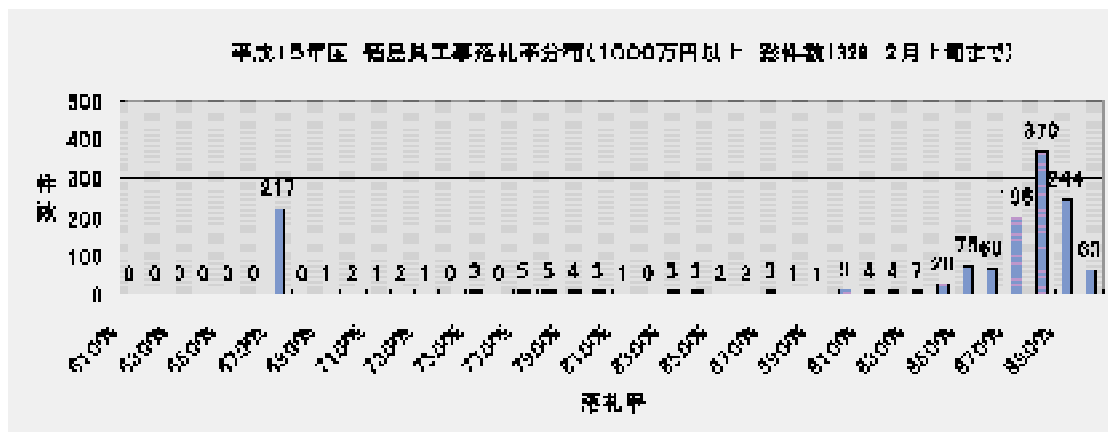
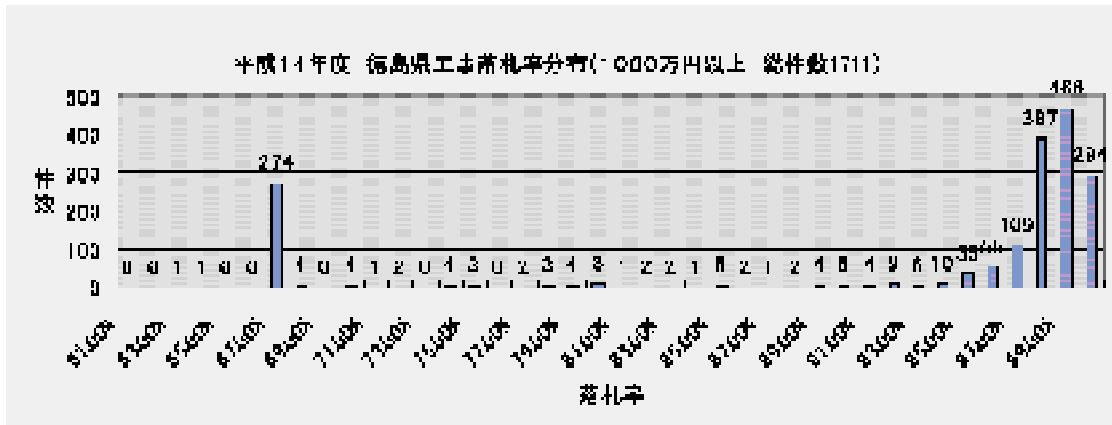
圓藤後援会事務所長が管理していた裏金口座は、たとえば次のようなものでした。

取引日	摘要	出金	入金	残高
10-5-7	シキ		10227626	10227626
10-5-8		50000		10177626
10-5-21		50000		10127626
10-6-22			884584	11012210
10-6-24		10080		11002130
10-7-13		1000000		10002130
10-7-21		600000		9402130
10-7-30		1000000		8402130
10-8-10		200000		8202130
10-8-17	お利息		5893	8208023
10-8-18		39427		8168596
10-8-25		2000000		6168596
10-10-8			1000000	7168596
10-10-13		200000		6968596
10-10-21		100000		6868596
10-10-26			100000	6968596
10-11-19	△△△△	500000		6468596
10-11-19	△△△△	90000		6378596
10-12-9	△△△△	30000		6348596
10-12-9	△△△	100000		6248596
10-12-14	△△△△	500000		5748596
10-12-16	△△△△	100000		5648596
10-12-18		8400		5640196
10-12-22		1000000		4640196
10-12-25	△△△△	100000		4540196
10-12-28		30420		4509776
11-1-4	△△△△	60869		4448907
11-1-4	△△△△	10000		4438907
11-1-11	△△△△△△	56120		4382787
11-2-1	△△△△	49400		4333387
11-2-1	△△△△	33660		4299727
11-2-22	お利息		5787	4305514
11-3-3	△△△△	40350		4265164
11-4-7	△△△△	9380		4255784
11-5-11	△△△△	14020		4241764
11-5-11		51000		4190764
11-6-9	△△△△	100000		4090764
11-6-10		28090		4062674
11-6-21	ｷﾞ		3000000	7062674
11-7-1		131250		6931424

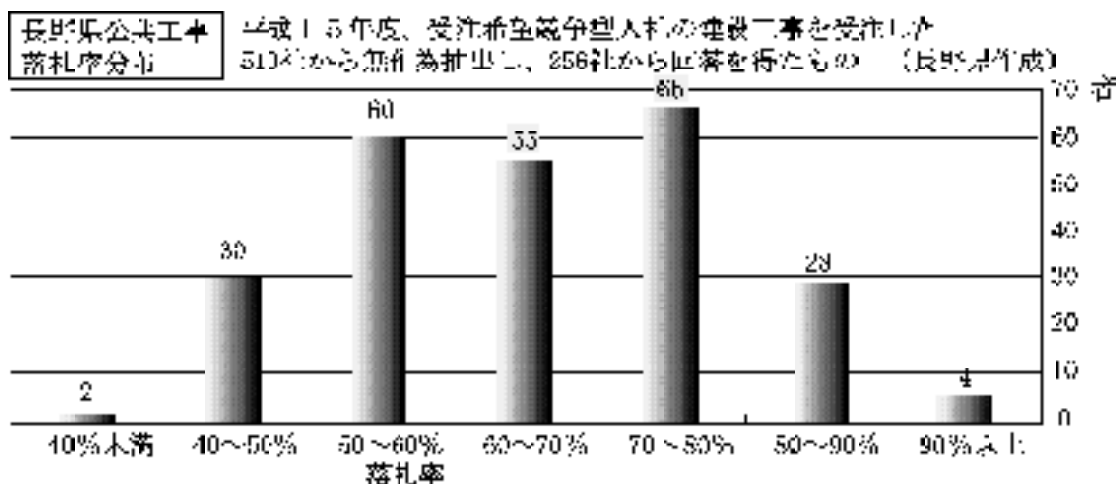
※固有名詞の伏字にした部分は、△としています。

資料② 県公共工事落札率分布

徳島県の公共工事落札率の分布です。汚職問題調査団が報告書（平成15年6月30日）に添付した平成14年度の資料と、その後の平成15年度の資料を比較してみると、最低制限価格付近と予定価格付近に二つの山ができる傾向は何もかわっていないことがわかります。調査団は、前者の山付近では競争が行われ、後者では談合が行われたとみられると分析しています。



次は長野県の公共工事における、平成15年度の落札率の分布です。長野県では、公共事業制度改革で談合がむつかしくなったため、落札率全体が下がると同時に、このように分布も自然な形になっています。



資料③ 落札率が宮城県並に低下した場合の差金の試算額

仮に徳島県の公共工事の落札率が宮城県並に81%に下がるとどうなるか、試算してみました。基礎となる数字は、公共工事で予定価格1000万円以上、委託業務で200万円以上のものだけです。

年度	落札金額 (千円)	予定価格 (千円)	落札率(%)	落札率81%の 落札金額(千円)	節約可能額 (千円)
00年	86,953,700	91,376,388	95.2	74,014,874	12,938,826
01年	96,034,026	101,377,185	94.7	82,115,520	13,918,506
02年	80,641,894	86,274,552	93.5	69,882,387	10,759,507
03年	76,459,298	82,302,087	92.9	66,664,690	9,794,608

年度	落札金額(千円)	予定価格 (千円)	落札率(%)	落札率81%の落札 金額(千円)	節約可能額 (千円)
00年	11,655,079	12,119,852	96.2	9,817,080	1,837,999
01年	10,129,426	10,627,686	95.3	8,608,426	1,521,000
02年	7,839,534	8,673,783	90.4	7,025,764	813,770
03年	6,887,312	7,884,104	87.4	6,386,124	501,188

年度	工事・委託合計節 約可能額
00年	14,776,825
01年	15,439,506
02年	11,573,277
03年	10,295,795

長野県では、実際に平成15年度の「差金」が167億円生まれ、その分は大半を公共事業の前倒し実施に使うほか、交付税が削減された分の補填など他の事業にあてているそうです。無駄を省くことは、新たな仕事をする財源を生むということです。

資料④ 尾崎が圓藤元知事に渡したリストの一部

業際研の尾崎が、「天の声」を期待して圓藤元知事に渡したリストは、次のような内容でした。

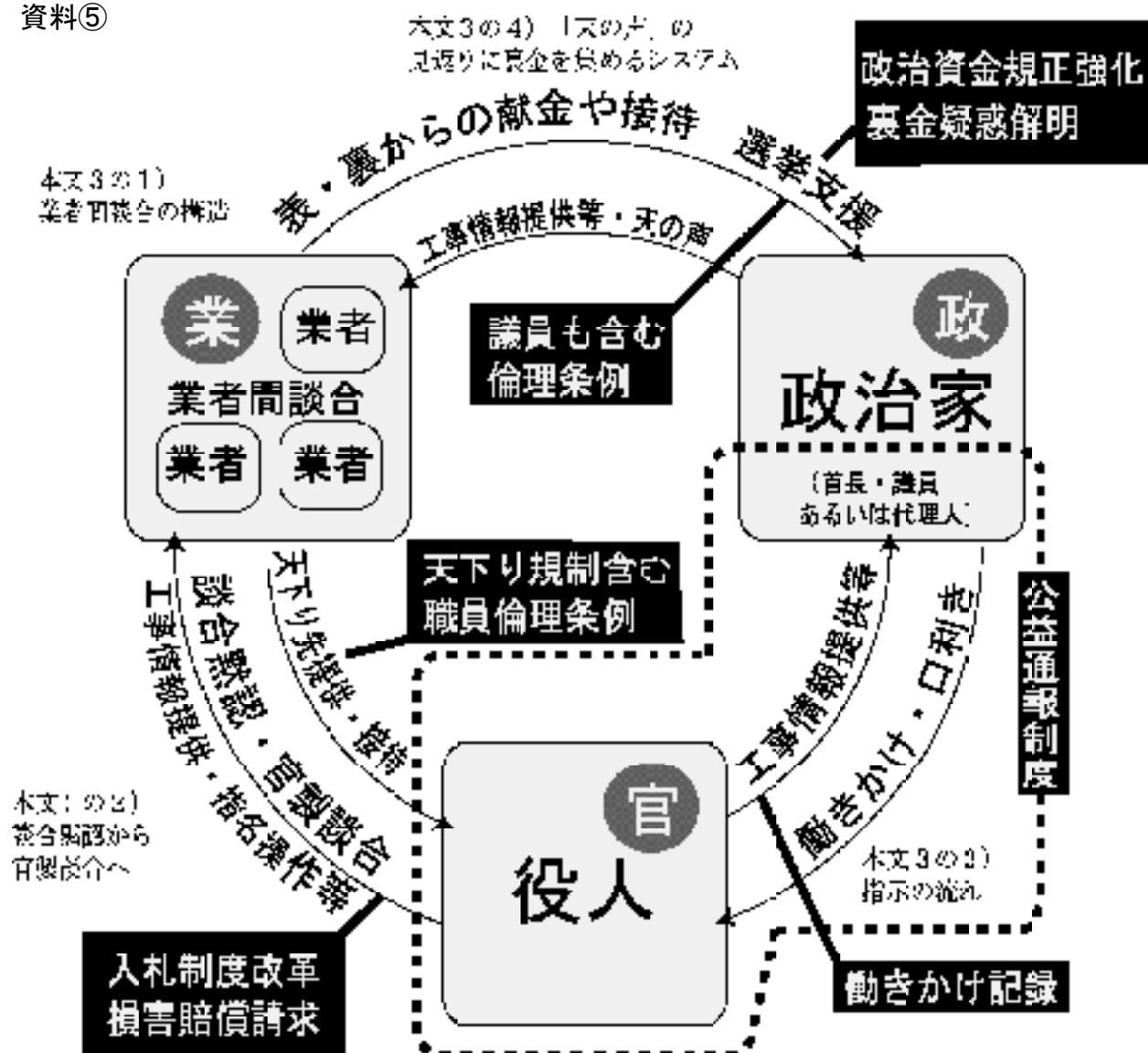
○や▲などの記号は、あとから尾崎が書き加えたメモです。○は100万円もってくる予定だということ。●は入金された印。△は50万円もってくる予定だということ。▲は入金された印です。尾崎は、こうして1000万円の資金を業際研のクライアント（客）から集め、圓藤元知事に渡す準備をしていました。

会社名などは、伏せてあります。（□の部分）

	会社名		備考	担当者
1	□□□	●●	流域下水処理場 (H18)	□□理事 □□ (大阪)
2	□□□	○○	流域下水処理場 (H18)	□□部長
3	□□□	●●	流域処理場・下請 (H18)	□□常務
4	□□□	●●○	流域処理場 (H18)	□□営業本部長
5	□□□	/	流域下水処理場 (H18)	□□部長
6	□□□	▲	流域処理場・ポンプ場 (H18)	□□支配人 (関西担当)
7	□□□	▲	下水処理場 (日和佐町・由岐町)	□□取締役
8	□□□	●●○	新府能トンネル (H13・後)	□□□部長 (四国支店)
9	□□□	○	消防学校 (H13～H14)	□□営業部長 (四国支店)
10	□□□		和田トンネル下請 (H13)	□□・□□所長 (四国営)
11	□□□		和田トンネル下請 (H13)	□□社長
12	市場西村 建設		舗装工事 (H13)	西村和平専務
13	□□□	●	日赤病院 (H16)	□□支店次長
14	□□□	△	福祉プラザ (H15)	□□取締役
15	□□□	○	管渠の推進工法 (流域下水道)	□□専務
16	□□□	/	県中央病院	□□大阪支社長
17	□□□	/	県中央病院	□□業務本部長
18	□□□	/	流域処理場	□□所長 (徳島)

圓藤元知事が逮捕されなければ、これら県内の大型事業が、官製談合・「天の声」のシステムですすめられていくところだったわけです。

資料⑤



政官業癒着の構造

および 癒着を監視し断ち切る方策

元知事の汚職では、政治家である知事の代わりに当時の出納長らが陳情を受け、県職員に働きかけたり、公文書類を業者に流すなどしました。

知事が逮捕されたのは、「天の声」の見返りに、裏の献金＝賄賂を受け取ったからでした。

元知事らは、これを恒常的な資金集めのシステムとして完成させようとして、その直前に事件が発覚しました。

資料⑥

県民に説明のつく公正な人事を求める申し入れ

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

3月27日付けの徳島新聞によりますと、財団法人徳島県文化振興財団の新理事長に県の前出納帳である野田浩一郎氏が内定したとのことです。徳島県文化振興財団は財団法人とはいえ徳島県の外郭団体であり、理事長は徳島県知事が選任することになっており、野田氏には4月1日に飯泉知事から辞令が交付されることになっていません。

日本共産党県議団と県民ネットワーク・夢は、圓藤寿穂元徳島県知事の汚職事件に関しての刑事確定記録を入手し、汚職構造を解明し談合のない公正な入札制度のあり方等を追究しています。この刑事記録の中で、野田氏は当時の出納長として、職務上での不正行為を自ら供述していることが議会の議論の中で明らかになっています。先の県議会では、本会議発言を巡って道理のない懲罰動議が数の力によって出されるなどの事態となっています。汚職事件と刑事記録を巡る問題については県民の大きな関心と疑念が今もあります。このようなときに、渦中の人物を財団法人徳島県文化振興財団の新理事長に選任するということは、どうてい県民の信頼に応える公正な人事とは考えられません。県政を運営するにあたり知事には様々な権限があり、人事についての権限は最も重要なものと言っても過言ではありません。

改革派を目指す知事におかれては、県民に説明のつく公正な人事を実施していただきたいと考え、人事の見直しを強く要請いたします。

2004年3月29日

日本共産党徳島県議団 会長 山田 豊

県民ネットワーク・夢 会長 本田 耕一

資料⑦

談合疑惑に対して毅然とした態度を求める申し入れ

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

日本共産党県議団と県民ネットワーク・夢は、2月議会で、円藤寿穂元知事の刑事確定記録の内容に基づき、県立文学書道館、県道津田川島線、喜蓮池かん排水事業について、関係者が談合を具体的に告白していることを指摘しました。

一方、3月11日には、高松高裁で、98年度県発注の穴吹・脇町町内での地すべり防止や林道開設工事などに関し、談合を認定する判決が出されました。判決は、発注額の20%にあたる約7800万円の損害金を知事が請求すべきであるのにこれを怠っているのは違法であると認定しています。

また、文学書道館の公共工事入札についても、ゼネコンにより談合がおこなわれ、県が損害をこうむっているとして、予定価格の20%である約3億円の損害をゼネコン各社に求めるべきであるという監査請求が、今年1月7日に県民から提出されています。

県監査委員会は、3月8日これを認めないという判断を下しましたが、4月7日この問題も訴訟が提起されました。

刑事確定記録にある上記3つの工事について、談合により競争が妨げられ、落札価格が引き上げられたことは、刑事記録で当事者が告白していることから明白です。しかし、県がその判断を待つとしている、公正取引委員会は、いくらこれらの工事について談合の証拠がはっきりしていても、排除勧告ができるのは、おおむね1年以内、課徴金も3年以内という時効に制約されています。その後も談合のルールが継続しているという証拠を見つけられなければ、談合の審決を下すことはできません。

一方、談合の事実を知って3年以内ならば、県として談合企業に対して民法による損害賠償請求をすることができます。

にもかかわらず、あえて可能性の少ない公正取引委員会の審決を待つという姿勢自体が、県行政として、県民の財産を守る責任を怠っていると指摘せざるを得ないではありませんか。

4月1日より、県政の信頼回復に向けた取り組みが実施されますが、もっと抜本的な改革の必要性を私達は訴えてきました。住民による訴訟結果や公正取引委員会による審決の結果を待つような、消極的な姿勢を改め、県自ら民法に基づく損害賠償を請求するなど、談合疑惑にたいして毅然とした態度をとるよう申し入れます。

2004年4月8日

日本共産党徳島県議団

県議会議員 山田 豊
県議会議員 古田 みちよ
県議会議員 達田 良子
県議会議員 扶川 敦
県議会議員 本田 耕一
県議会議員 豊岡 和美
県議会議員 宮本 公博
県議会議員 吉田 益子

県民ネットワーク・夢